

■ 東京圏 UJI ターン移住支援事業補助金受給要件チェックシート ■

【A 移住等に関する要件（全てに☑が入ること）】

	☑	内容
移住元要件	☐	☐ 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上（※1）東京23区内に居住していた ☐ 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上（※1）東京圏（下記条件不利地域を除く。）の地域に居住し、東京23区内へ通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）していた 【条件不利地域】 [東京都] 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村 [埼玉県] 秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町 [千葉県] 銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町 [神奈川県] 三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村
	☐	☐ 住民票を移す直前に、連続して1年以上（※1）東京23区内に居住していた ☐ 住民票を移す直前に、連続して1年以上（※1）東京圏（上記条件不利地域を除く。）の地域に居住し、東京23区内へ通勤していた（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）
移住先要件	☐	本市への転入後、1年以内である
	☐	5年以上、本市に継続して居住する意思がある
その他要件	☐	暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者ではない
	☐	☐ 日本人である ☐ 外国人で、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する
	☐	香川県税及び観音寺市税の滞納がない
	☐	過去10年以内に補助対象者を含む世帯員が、観音寺市東京圏UJIターン移住支援事業補助金を受給していない
	☐	補助対象者を含む全ての世帯員が、観音寺市地方就職学生支援事業補助金の移転費を受給していない

（※1）東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、その通学期間も対象期間とすることができる

【B 就業等に関する要件（①～⑤のいずれか1つの要件にすべて☑が入ること）】

	☑	内容
① 就業（一般）要件	☐	勤務地が東京圏（条件不利地域を除く）以外の地域である
	☐	「ワクサポカがわ」または他の都道府県の就職マッチングサイトに、移住支援金の対象として掲載している求人の対象法人である
	☐	週20時間以上の無期雇用契約に基づき、就業している
	☐	求人への応募は、「ワクサポカがわ」に対象求人として掲載された日以降である
	☐	5年以上継続して勤務する意思がある
	☐	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である

② 就業（専門人材）に関する要件	☐	勤務地が東京圏（条件不利地域を除く）以外の地域である
	☐	☐ 香川県プロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業を利用して就業した者である ☐ 国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者である
	☐	☐ 当該就業開始日の前日時点で満30歳以上の者で、他の法人等における職務経歴に基づき専門人材として認められる者である ☐ 当該就業開始日の前日時点で高度な専門資格等を有する者で、当該専門資格等に基づき専門人材として認められる者である
	☐	週20時間以上の無期雇用契約に基づき、就業している
	☐	5年以上継続して勤務する意思がある
	☐	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である
	☐	目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない
	☐	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合である
③ テレワーク要件	☐	本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う (週の半分以上を超過して東京に行く場合は、生活の本拠が本市にあることにはならない)
	☐	本市でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施する
	☐	所属先企業等が、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金、その他の国や県の補助金等を活用した取組を行う場合、その取組の中で補助対象者に所属先企業等からの資金提供がなされていない
	☐	勤務先部署からの通勤手当を受けていない
	☐	本市への移住前から本市の地域の人々と関わりを有する者であって、補助対象者を含む2人以上の世帯員が本市に移住し、かつ、世帯員のうち1名以上が次のいずれかに該当する者である ☐ 本市のお試し移住体験制度を利用して本市を訪れたことがある ☐ 本市が、香川県外又はオンラインで開催又は出展した移住フェア等において、本市への移住に関する相談を行ったことがある ☐ 本市に移住する直前の5年間に3回以上、本市にふるさと納税を行ったことがある（1年間に複数回ふるさと納税を行った場合は、寄附ごとに1回とみなす。） ☐ 本市に所在する学校に在籍していたことがある ☐ 本市に居住したことがある
④ 関係人口要件	☐	本市への移住後に、農林水産業等に就業する等、地域の労働力及び担い手確保に資する者であって、世帯員のうち1名以上が次のいずれかに該当する者である ☐ 農林水産業（第一次産業）に就業している ☐ 家業へ就業している ☐ 居住地域の自治会に加入し、継続的に自治会活動に参加する意思がある
	☐	補助金を申請するまでの1年以内に起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を受けている
⑤ 起要件	☐	

【C 2人以上世帯の認定要件（世帯向け（100万円）は全て☑が入ること）】

	☒	内容
世帯要件	☐	申請者を含む世帯の2人以上が移住元で同一世帯に属していた
	☐	申請者を含む世帯の2人以上が申請時に同一世帯に属している
	☐	全ての世帯員が暴力団等の反社会的勢力や反社会的勢力と関係を有する者でない
	☐	申請者を含む世帯の2人以上が本市への転入後1年以内である

【D 子育て世帯加算の認定要件（18歳未満1人につき30万円）は全て☑が入ること】

	☒	内容
子育て 加算要件	☐	18歳未満の世帯員は、【C】要件を満たした上で、申請日の属する年度の4月1日時点において18歳未満である
	☐	18歳未満の世帯員は、補助対象者の配偶者でない

【参考 移住支援金の返還を要する場合】

☐ 補助金の申請から5年以内に香川県外に転出した場合
☐ 補助金の申請から1年以内に、就業に関する要件（一般）または就業に関する要件（専門人材）を満たす者が、辞職した場合
☐ 起業等スタートアップ支援補助金の交付決定を取り消された場合
☐ 虚偽の申請であることや居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合